

# 小中学校のセクシュアル・マイノリティの児童生徒の支援状況に関する探索的研究

著者	本多 明生
雑誌名	静岡理工科大学紀要
巻	27
ページ	23-32
発行年	2019-08-30
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1617/00000247/">http://id.nii.ac.jp/1617/00000247/</a>

## 小中学校のセクシュアル・マイノリティの児童生徒の支援状況に関する探索的研究

## A Pilot Study of Support for Sexual Minority Students in Primary and Junior High Schools

本多 明生\*  
Akio HONDA

Abstract: This study investigated the actual conditions of support for Lesbian–Gay–Bisexual–Transgender (LGBT) students in primary and junior high schools. We conducted semi-structured interviews with primary and junior high school nursing teachers and administered questionnaire surveys to primary and junior high schools in Yamanashi prefecture. Results revealed that school respondents reported the presence of teachers and other staff members with whom students could consult about sexuality, but schools made it known to students. Many respondents considered it important to increase learning opportunities for school personnel to improve support for LGBT students in primary and junior high schools.

## 1. はじめに

セクシュアル・マイノリティ (sexual minority) とは、いわゆる典型的な「男性」や「女性」とは異なったセクシュアリティの在り方を示す人々の総称である。セクシュアル・マイノリティと同義語として使用されることがある LGBT という用語は、レズビアン (lesbian), ゲイ (gay), バイ・セクシュアル (bisexual), トランスジェンダー (transgender) の頭文字をもちいた言葉だが、セクシュアル・マイノリティには、LGBT だけではなく、X ジェンダーやクエスチョニングなど、様々な人々が含まれる。

セクシュアル・マイノリティは、学校現場で様々な困難を経験する。例えば、小中学校の学齢期は、児童生徒が自らのセクシュアリティを自覚する時期だが<sup>1,2)</sup>、学校ではセクシュアル・マイノリティに関する正しい知識や情報を得ることが難しい<sup>3)</sup>。事実、日高<sup>4)</sup>は、セクシュアル・マイノリティに関する事柄を授業に取り入れた経験がある教員は 13.7%であったことを報告している。さらに、セクシュアル・マイノリティの児童生徒は、いじめの対象や不登校になりやすいこと、教職員のセクシュアル・マイノリティに関する知識・理解不足によって、相談しても適切な支援や配慮が受けられないことも指摘されている<sup>5,6)</sup>。

現在、我が国の学校では、セクシュアル・マイノリティに関する教育が行われること、そしてセクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援が充実することが求められている<sup>5,7)</sup>。これらの目標を達成するためには、小中学校における支援実態を明らかにすることが重要となるが、その基礎的な資料は乏しい。例えば、文部科学省<sup>8)</sup>は、小中学校、高校を対象に、性同一性障害の児童生徒への支援に関する調査を行ってはいるが、その調査では性同一性障害に関する相談があった学校の事例報告のみを調べており、

相談を受けたことがない学校の支援の状況や支援の充実に向けた課題等は検討してはいない。

この問題を解決するためには、今後、小中学校、高校を対象としたセクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援・配慮の状況に関する全国調査を行う必要があるだろう。そのような大規模調査を行う際には、事前に、ある都道府県を対象にした探索的な調査を実施することによって、全国調査へ向けた指針を得ることが有効だと考える。

このような考えから、本研究では、著者が居住していた山梨県をフィールドにして、小中学校に勤務する養護教諭を対象にした探索的研究を行った。養護教諭は、学校全体の児童生徒の健康管理に関わる立場にいて、学校で困難や葛藤を経験したセクシュアル・マイノリティの児童生徒は保健室を利用する人が多いことから<sup>9)</sup>、養護教諭を対象にした調査を実施することによって、小中学校におけるセクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援状況に関する知見が得られると考えた。

具体的には、本研究では、はじめに、養護教諭に半構造化面接を実施し、セクシュアル・マイノリティに関する相談を受けた経験の有無、支援・配慮の内容、今後のセクシュアル・マイノリティ支援の必要性についての考えなど小中学校のセクシュアル・マイノリティへの支援状況に関する面接調査を実施した。次に、半構造化面接から得られた知見を基にして、山梨県の小中学校を対象に、セクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援状況や支援の充実にに関する課題等についての質問紙調査を行った。

## 2. 面接調査

### 2.1 目的

小中学校の養護教諭を対象に、半構造化面接を実施する

2019年6月12日受理

\* 情報学部 情報デザイン学科

ことで、小中学校のセクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援状況等に関する知見を得ることを目的とした。

## 2.2 方法

### (1) 対象者

調査対象者は、山梨県の小学校9校、中学校8校に勤務する養護教諭18名であった。1つの小学校のみ2名の養護教諭が勤務していた。

### (2) 質問内容

質問内容は、①基本情報(養護教諭の経験年数、養護教諭の赴任年数、児童生徒数など)、②セクシュアル・マイノリティについて(セクシュアル・マイノリティに関する相談を受けた経験の有無、行われた支援、今後の支援の必要性の有無など)、③セクシュアル・マイノリティへの支援について(今後学校現場でセクシュアル・マイノリティ支援を充実させていくために重要なことなど)等であった。

### (3) 手続き

調査実施時、著者が所属していた機関では、倫理委員会が設置されておらず、倫理審査を受けることができない状況だったことから、公益社団法人日本心理学会倫理規定<sup>9)</sup>に従って、慎重に対応した。具体的には、面接前に、研究協力は自由意志に基づくこと、個人情報、プライバシーの保護に万全を尽くすことなど、倫理的配慮に関する説明を文書と口頭による説明を行い、研究協力への同意を得た。面接時間は、40分から1時間半程度であった。養護教諭が2名勤務していた1校は、2名同時に実施した。面接は2015年12月から2016年3月に実施した。

## 2.3 結果

養護教諭が2名勤務する1校に関しては、養護教諭個人の経験に関するものはそれぞれ個別の回答とし、学校やセクシュアル・マイノリティへの支援に関する回答は、同一の回答として処理した。

回答者は、養護教諭になって平均(SD)27.7(5.37)年目(小学校26.5(6.00)年目、中学校29.2(3.96)年目)、現在の学校に赴任して平均(SD)4.6(3.80)年目(小学校3.4(1.50)年目、中学校6.1(5.06)年目)だった。勤務校の児童生徒数は、平均(SD)409.4(214.76)人(小学校429.2(230.29)人、中学校387.1(193.42)人)だった。

児童生徒や教職員からセクシュアル・マイノリティに関する相談を受けたことがある教諭は小学校2名、中学校3名だった。相談を受けたことがあると回答した養護教諭が勤務する5校(小学校2校、中学校3校)の内、4校では、当事者の相談にのる、健康診断を別日に実施するなどの支援・配慮が行われていた。

セクシュアル・マイノリティに関する相談を受けたことがないと回答した教諭が勤務する12校(小学校7校、中学校5校)の内、セクシュアル・マイノリティ支援について話し合われたことがあると回答した学校は0校、今後支援が必要になると思うと回答したのは12校全てだった。

支援が必要になると思う理由は、12校中9校が「相談されるようになれば支援が必要となるから(小学校7校中4校、中学校5校中5校)」、「見えないところにいるかもしれないから(6校:小学校7校中4校、中学校5校中2校)」、「社会で受け入れられてきたから(12校中4校:小学校7校中3校、中学校5校中1校)」の順で多かった。

セクシュアル・マイノリティへの支援を充実させるために重要と思うことについて語られた意見115個を、意見を向けた対象を基準に「学校(74個、15項目)」、「児童生徒全体(14個、2項目)」、「社会全体(9個、3項目)」、「当事者の児童生徒(3個、2項目)」、「スクールカウンセラー(4個、2項目)」、「保護者(1個、1項目)」の6カテゴリー25項目に分類した。「小学校の方が性教育をやりやすい」など分類困難な回答(10個)は除外した。その結果、「学校」には最も多くの回答が分類され(64%)、特に「教員がセクシュアル・マイノリティに関する学習、理解を深める」は17校全てが、「学校全体のセクシュアル・マイノリティに対する理解を深める」は7校から回答が得られた。

## 2.4 結果

小中学校では、(1)セクシュアル・マイノリティの児童生徒が在籍していること、児童生徒や保護者から、学校へ相談や支援要請が行われることが、小中学校で支援が検討される条件となっていること、(2)セクシュアル・マイノリティ児童生徒への今後の支援の充実の必要性は、相談を受けたことがない養護教諭も認識していること、(3)支援を充実させるうえでは、教職員の学習機会の増加が重要であると考えていることが示唆された。

支援が必要になると考えた理由は、「相談されるようになれば支援が必要になるから」、「見えないが潜在的にいると思うから」等が挙げられたことから、養護教諭は、現在の勤務校で、相談をよせられてはいないとしても、勤務校にはセクシュアル・マイノリティの児童生徒が在籍している可能性があると考えているといえる。

支援の充実重要と思うことでは、「教員がセクシュアル・マイノリティに関する学習、理解を深める」、「教職員が積極的に児童生徒や問題に関与できる環境づくり」など、「学校」に分類された回答が多かった。特に「教員がセクシュアル・マイノリティに関する学習、理解を深める」は17校全てが回答した。さらに、「学校全体のセクシュアル・マイノリティに対する理解を深める」は17校中7校が回答していたことから、小中学校では共通して、教員の学習や理解、学校全体での理解が、支援の充実の鍵として認識されていることが明らかになった。

## 3. 質問紙調査

### 3.1 目的

面接調査から、(1)セクシュアル・マイノリティの児童生徒が在籍している学校と、児童生徒が在籍していない学校では支援状況に違いがあること、(2)支援の充実には、

セクシュアル・マイノリティに関する教職員の理解を深めることが重要と捉えられていることが示唆された。

質問紙調査では、面接調査から得られた知見をもとに、質問紙を作成して、セクシュアル・マイノリティの児童生徒に対する小中学校の支援状況を調べることにした。

具体的には、質問紙調査では、山梨県の全ての小中学校に勤務する養護教諭を対象に、(1) セクシュアル・マイノリティの児童生徒への学校全体としての支援・配慮、(2) 特定のセクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援・配慮、(3) 臨床心理士に支援・配慮で貢献してほしいこと、(4) 支援・配慮の充実において重要と考えること、について、回答を求めた。

小学校は、性別による区別が制服や部活動等で設けられていることが多い中学校よりも、児童が望む性別の服装や髪型を許可する、性別による区別を避けるなど、セクシュアル・マイノリティへの支援・配慮が行われやすいと考えられるが、小学校と中学校でセクシュアル・マイノリティの児童生徒に対する支援状況が実際に異なるのかについては知見が乏しい。そのため、質問紙調査では、セクシュアル・マイノリティ児童生徒への支援状況が小学校と中学校で異なるのかについて検討した。小中学校におけるセクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援を充実させるためには、現在、学校でどのような支援がどの程度行われているのか、それは小学校と中学校で異なるのかを明らかにすることには大きな意味があると考えた。

そして、小中学校におけるセクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援を充実させるためには、支援に携わる他職種の役割について知見を得ること、支援を充実させるためには何が課題として捉えられているのかを明らかにすることも重要である。

このような考えから、本研究では、学校が、心理系の職種である、臨床心理士に対して、セクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援にどのような貢献を期待しているのかについて調べることにし、これまで以上に支援を充実させていくために今後特に重要となると考えていることについても調べることにした。

### 3.2 方法

#### (1) 対象者

山梨県内の全ての小学校、中学校に勤務する養護教諭を対象とした。ただし、分校および休校中の学校は除外した。調査対象の内訳は、小学校 179 校、中学校 86 校、合計 265 校だった。

#### (2) 質問紙

質問紙は、学校全体としての支援・配慮に関する質問項目、特定の児童生徒に関する質問項目、臨床心理士に貢献してほしいことに関する質問項目、支援の充実に関心と考えることに関する質問項目、学校の基本情報に関する質問項目、回答者の基本情報に関する質問項目から構成した。質問項目の作成は、心理学を専門とする大学教員 1 名と大

学院生 1 名が議論を繰り返して作成した。

学校全体としての支援・配慮に関する質問項目は、面接調査の結果を基に作成した 14 項目から構成されていた。教示は「はじめに、先生が勤務されている学校で行われている、セクシャル・マイノリティ支援・配慮の状況について質問します。先生の学校では、現在、以下の 14 の事柄が行われていますか。該当する数字に○を付けて回答してください（「はい」なら 1、「いいえ」なら 2 に○）」であった。質問項目には、「児童生徒が、セクシュアリティについての悩みを相談できる教職員やスクールカウンセラーがいる（養護教諭がセクシュアリティについて相談に乗る、相談室がある など）（以下、相談できる教職員の存在）」、「態度や言動について、セクシュアル・マイノリティに配慮することが教職員間で共有されている（「男なら○○」、「女の子らしく」、「ホモ」や「オカマ」と言った差別的な言葉を使わない など）（以下、態度や言動への配慮が教職員で意識共有）」、「児童生徒のセクシュアリティの問題については、相談を受けた教職員だけではなく、複数の教職員で情報共有する仕組みがある（児童生徒について話し合う場がある など）（以下、複数の教職員が当該児童生徒の情報を共有）」、「性別による区分を避けている（男女混合名簿の使用、児童生徒全員の呼称が「さん」で統一されている など）（以下、性別による区別をさける）」等が含まれていた。

特定の児童生徒に対する支援・配慮に関する質問項目は、文部科学省<sup>10)</sup>に記載された支援の具体例を基に作成した 13 項目から構成されていた。教示は「セクシュアル・マイノリティ児童生徒から要望があった場合に、以下の 13 の事柄について配慮することが、現在、学校として決められていますか。該当する数字に○を付けて回答してください（「はい」なら 1、「いいえ」なら 2 に○）」であった。質問項目には、「服装（自認する性別の制服着用を認める、体育着登校を認める など）（以下、服装）」、「髪型（自認する性別の髪型を認める など）（以下、髪型）」、「学用品（身体の性による学用品の色分けを避ける、分けられている場合には自認する性別の色の学用品を認める など）（以下、学用品）」等が含まれていた。

臨床心理士に支援・配慮で貢献してほしいことに関する質問項目は、予備調査の結果を基に作成した 12 項目であった。教示は、「小中学校におけるセクシュアル・マイノリティ支援で臨床心理士（スクールカウンセラー）がいる場合に、先生が臨床心理士に特に貢献してほしいと思うことを教えてください。以下の 12 の事柄の中から、該当する事柄に 4 個以内で○を付けて回答してください（特に当てはまる事柄の 1 に○）」であった。質問項目には、「セクシュアル・マイノリティ児童生徒の相談に乗って欲しい（悩みや思いを受け止める など）（以下、当事者児童生徒の相談に乗る）」、「セクシュアル・マイノリティ児童生徒の担任の相談に乗って欲しい（悩みや思いを受け止める

など) (以下, 当事者児童生徒の担任の相談に乗る)」、「セクシュアル・マイノリティ児童生徒の保護者の相談に乗って欲しい(悩みや想いを受け止める など) (以下, 当事者児童生徒の保護者の相談に乗る)」等が含まれていた。

支援の充実において重要なことに関する質問項目は, 予備調査の結果を基に作成したから 12 項目であった。教示は, 「小中学校におけるセクシュアル・マイノリティ支援について, これまで以上に支援を充実させていくために, 先生が今後特に重要となると考えているものを教えてください。以下の 12 の事柄の中から, 該当する事柄に 4 個以内で○を付けて回答してください(特に当てはまる事柄の 1 に○)」であった。質問項目には, 「セクシュアル・マイノリティに関する, 児童生徒の学習機会が増えること(授業で積極的に取り上げる, 当事者や専門家による特別授業 など) (以下, 児童生徒の学習機会の増加)」、「セクシュアル・マイノリティに関する, 教職員の学習機会が増えること(教員向けの講演会や研修会の実施 など) (以下, 教職員の学習機会の増加)」、「セクシュアル・マイノリティに関する, 保護者の学習機会が増えること(保護者向けの講演会や研修会の実施 など) (以下, 保護者の学習機会の増加)」等が含まれていた。

臨床心理士に貢献して欲しいことに関する質問項目と支援の充実において重要なことに関する質問項目を回答する選択数に 4 個という上限を設定した理由は, 全て望ましい項目であることから, 回答者が全てに○をつける可能性があること, その結果, 質問項目に対する正確な反応が得られなくなる可能性を考慮したためである。そのため, 12 項目の三分之一を基準に上限を 4 項目に設定した。

学校の基本情報は, 校種(小学校, 中学校で回答), 所在地(中北地区, 峡東地区, 峡南地区, 東部富士五湖のいずれかで回答), 児童生徒数(100 人以下, 101~200 人, 201~300 人, 301~400 人, 401 人以上のいずれかで回答), セクシュアル・マイノリティ児童生徒の在籍(いる, いると思う, いないと思う, いない, のいずれかで回答), スクールカウンセラーの配置状況(はい, いいえで回答), 人権教育への注力(はい, いいえで回答), いじめ防止への注力(はい, いいえで回答), 不登校対策への注力(はい, いいえで回答), セクシュアル・マイノリティ児童生徒への支援に関する学校での話し合いの実施(はい, いいえで回答)に関する 9 つの質問項目から構成されていた。

回答者の基本情報は, 就業年数(1~5 年, 6~10 年, 11~15 年, 16 年以上のいずれかで回答), 現任教への着任年数(1~2 年, 3~4 年, 5~6 年, 7~8 年, 9~10 年, 11 年以上のいずれかで回答), セクシュアル・マイノリティに関する専門知識(講演会や研修会に参加するなど)の有無(はい, いいえで回答), 児童生徒からのセクシュアル・マイノリティに関する相談経験の有無(はい, いいえで回答)の 4 項目から構成されていた。

### (3) 手続き

質問紙の表紙には, この調査は山梨県内の小中学校におけるセクシュアル・マイノリティ支援の現状と今後の充実に関するものであること, 回答は養護教諭にご協力頂きたいこと, アンケートは無記名式のため個人や学校が特定されることはないこと, 研究目的以外では使用しないことを明記した。質問紙は 2016 年 10 月 14 日に発送し, 2016 年 11 月 30 日までに返送されてきた回答を分析した。

### 3.3 結果

2016 年 11 月 30 日までに 86 校(小学校 57 校, 中学校 27 校, 未記入 2 校)から回答が得られた(回収率 32.4%)。

回答は中北地域から最も多く得られた(42 校)。児童生徒数は 100 人以下 19 校, 101~200 人 18 校, 201~300 人 8 校, 301~400 人 22 校, 401 人以上 18 校, 未記入 1 校であった。スクールカウンセラーが配置されている学校は 59 校(小学校 21 校, 中学校 26 校)だった。

人権教育に力を入れている学校は 59 校, いじめ対策に力を入れている学校は 85 校, 不登校対策に力を入れている学校は 77 校だった。

セクシュアル・マイノリティの児童生徒の在籍は, いる 1 校, いると思う 15 校, いないと思う 54 校, いない 16 校だった。セクシュアル・マイノリティ児童生徒への支援に関する学校での話し合いを実施した学校は 6 校だった。

回答者は, 養護教諭になってから 16 年以上のキャリアがある人が最も多かった(48 人)。現任教に赴任して 1~2 年目の教諭が 46 人と最も多く, セクシュアル・マイノリティに関する専門知識がある人は 32 人(37%), 児童生徒からのセクシュアル・マイノリティに関する相談経験がある人は 9 人(10%)であった。

#### (1) 学校全体としての支援・配慮

学校全体としての支援・配慮に関する 14 の質問項目と学校の種別に関する質問項目の回答に不備がなかった 77 校(小学校 53 校, 中学校 24 校)の回答を分析した(Figure 1)。平均実施率は, 各質問項目に対する「はい」の回答を学校数で割ったものである。

小中学校全体では, 「複数の教職員が当該児童生徒の情報を共有」という支援・配慮が最も行われており, 「セクシュアル・マイノリティに関する教職員向けの研修会が, 学校で行われている(以下, 教職員向け研修会の実施)」が最も行われていなかった。

小学校と中学校の学校全体としての支援・配慮の特徴を調べるために,  $\chi^2$  検定によって, 支援・配慮を実施している学校数を比較した結果, 「性別による区分をさける」, 「職員会議などで, セクシュアル・マイノリティに関する事柄について話し合われたことがある(学校での支援や配慮の事柄について, 研修会の情報共有 など) (以下, 職員会議等での話し合いの実施)」で小学校と中学校の間で有意差が認められた( $ps < .05$ )。

小学校では「複数の教職員が当該児童生徒の情報を共有」, 「性別による区分をさける」, 「相談できる教職員の存

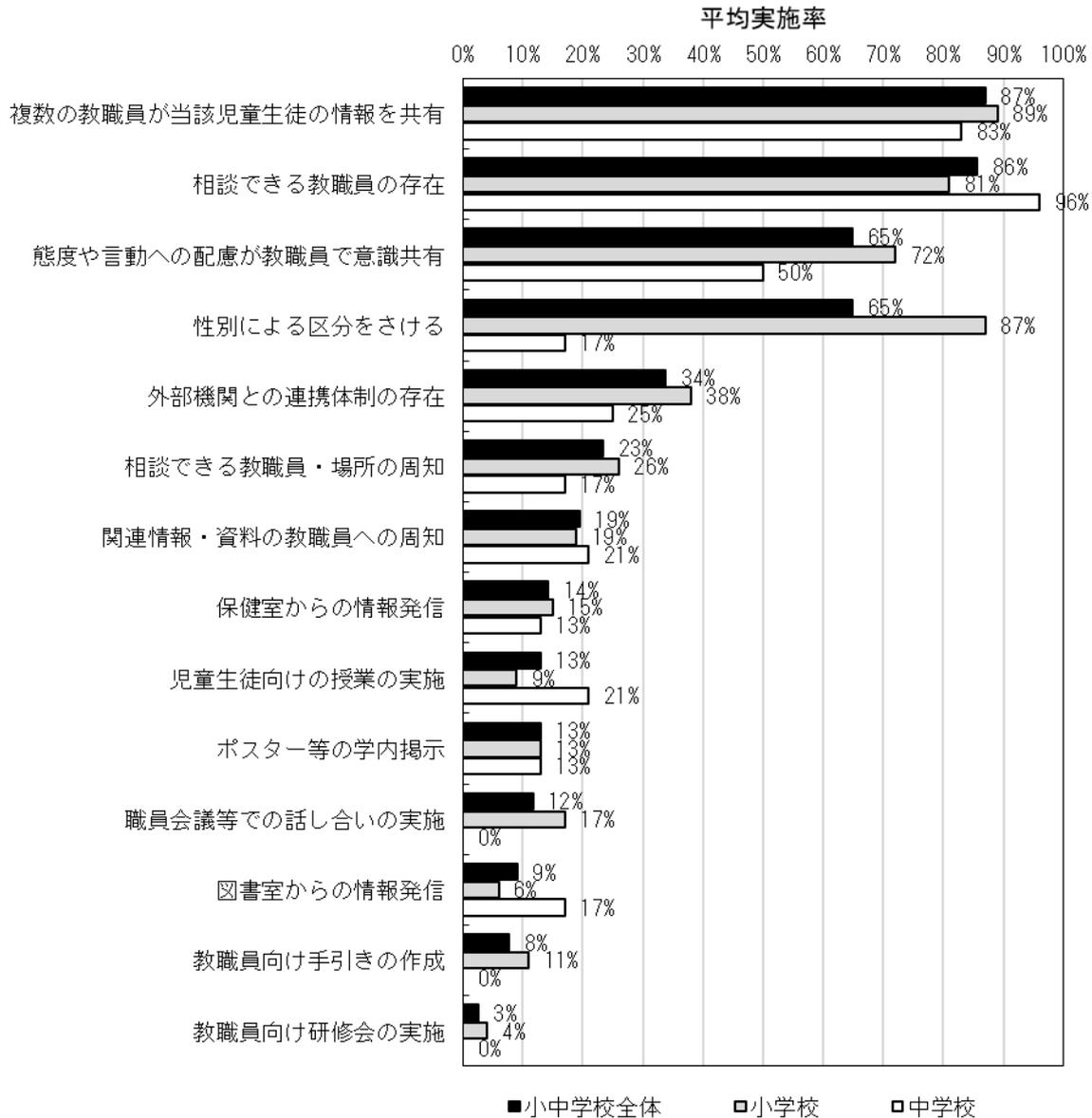


Figure 1. 学校全体としての支援・配慮に関する平均実施率

在」,「態度や言動への配慮が教職員で意識共有」に関しては,支援・配慮を行っている学校が多かった ( $ps < .05$ ). 中学校では「相談できる教職員の存在」,「複数の教職員が当該児童生徒の情報を共有」は支援・配慮を行っている学校が多かった ( $ps < .05$ ).

(2) 特定の児童生徒への支援・配慮

特定の児童生徒への支援・配慮に関する 13 の質問項目と学校の種別に関する質問項目の回答に不備がなかった 71 校(小学校 48 校,中学校 24 校)の回答を分析した(Figure 2). 平均実施率は,各質問項目に対する「はい」の回答を学校数で割ったものである.

小中学校全体では,最も多く行われていた支援・配慮は,「健康診断(他の児童生徒に見られることを望まない場合に別日に実施,時間をずらす など)(以下,健康診断)」で,最も実施率が低かったのは「体育又は保健体育の授業

(自認する性別のグループに入れるようにする,別メニューを設定する など)(以下,体育又は保健体育の授業)」であった.

小学校と中学校の特定の児童生徒に対する支援・配慮の特徴を調べるために, $\chi^2$ 検定によって,支援・配慮を実施している学校数を比較したところ,13 項目中 5 項目(「服装」,「髪型」,「学用品」,「健康診断」,「クラブ活動・部活動(自認する性別の活動に参加することを認める など)」(以下,クラブ活動・部活動))で有意差があった ( $ps < .05$ ).

小学校では,支援・配慮を行っている学校が行っていない学校よりも多かった項目はなく,支援・配慮を行っている学校と行っていない学校が拮抗している項目が「学用品」,「健康診断」,「髪型」,「クラブ活動・部活動」,「服装」,「更衣室の利用(保健室の利用を認める,多目的トイレを更衣室として使用することを認める など)(以下,

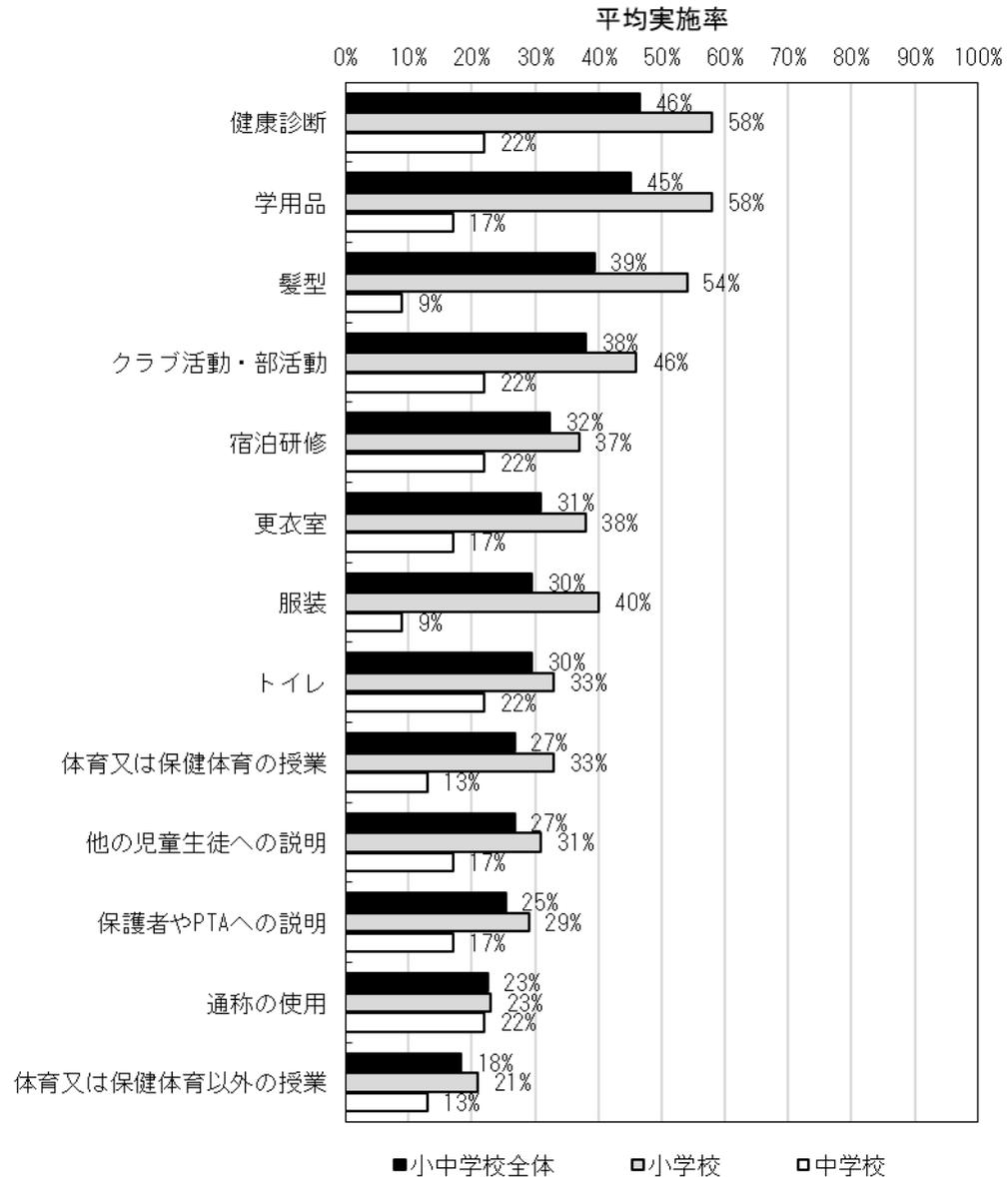


Figure 2. 特定の児童生徒への支援・配慮に関する平均実施率

更衣室)、「修学旅行等の宿泊研修(1人部屋を使用することを認める,入浴時間をずらすなど)(以下,宿泊研修)」で,それ以外の項目は支援・配慮を行っていない学校が多かった。中学校では,全ての項目で,支援・配慮を行っていない学校のほうが支援・配慮を行っている学校よりも多かった( $p < .05$ )。

### (3) 臨床心理士に貢献して欲しいこと

臨床心理士に貢献して欲しいことに関する質問項目と学校の種別に関する質問項目の回答に不備がなかった82校(小学校56校,中学校26校)の回答を分析した(Figure 3)。平均選択率は,各質問項目に対する「はい」の回答を学校数で割ったものである。

小中学校全体では,最も多く選択された項目は,「当事者児童生徒の相談に乗る」で,最も選択されなかった項目は「保護者を対象に,セクシュアル・マイノリティ児童生

徒への支援や配慮の仕方を教えて欲しい(保護者の言葉遣いや態度の留意点,家庭での支援や配慮の事柄についてなど)(以下,保護者たちに具体的な支援・配慮の仕方を教える)、「セクシュアル・マイノリティ児童生徒が相談しやすい環境づくりに協力して欲しい(校内での啓発活動や情報発信への協力など)(以下,児童生徒が相談しやすい環境づくりへの協力)」だった。

小学校と中学校の臨床心理士に貢献してほしいことの特徴を調べるために, $\chi^2$ 検定によって項目を検討したが,選択率に違いがある項目はなかった。

小学校では,「当事者児童生徒の相談に乗る」を選択した学校が選択しなかった学校よりも多かった。「当事者児童生徒の保護者の相談に乗る」,「教職員を対象に,セクシュアル・マイノリティ児童生徒への具体的な支援や配慮の仕方を教えて欲しい(教職員の言葉遣いや態度の留意点,

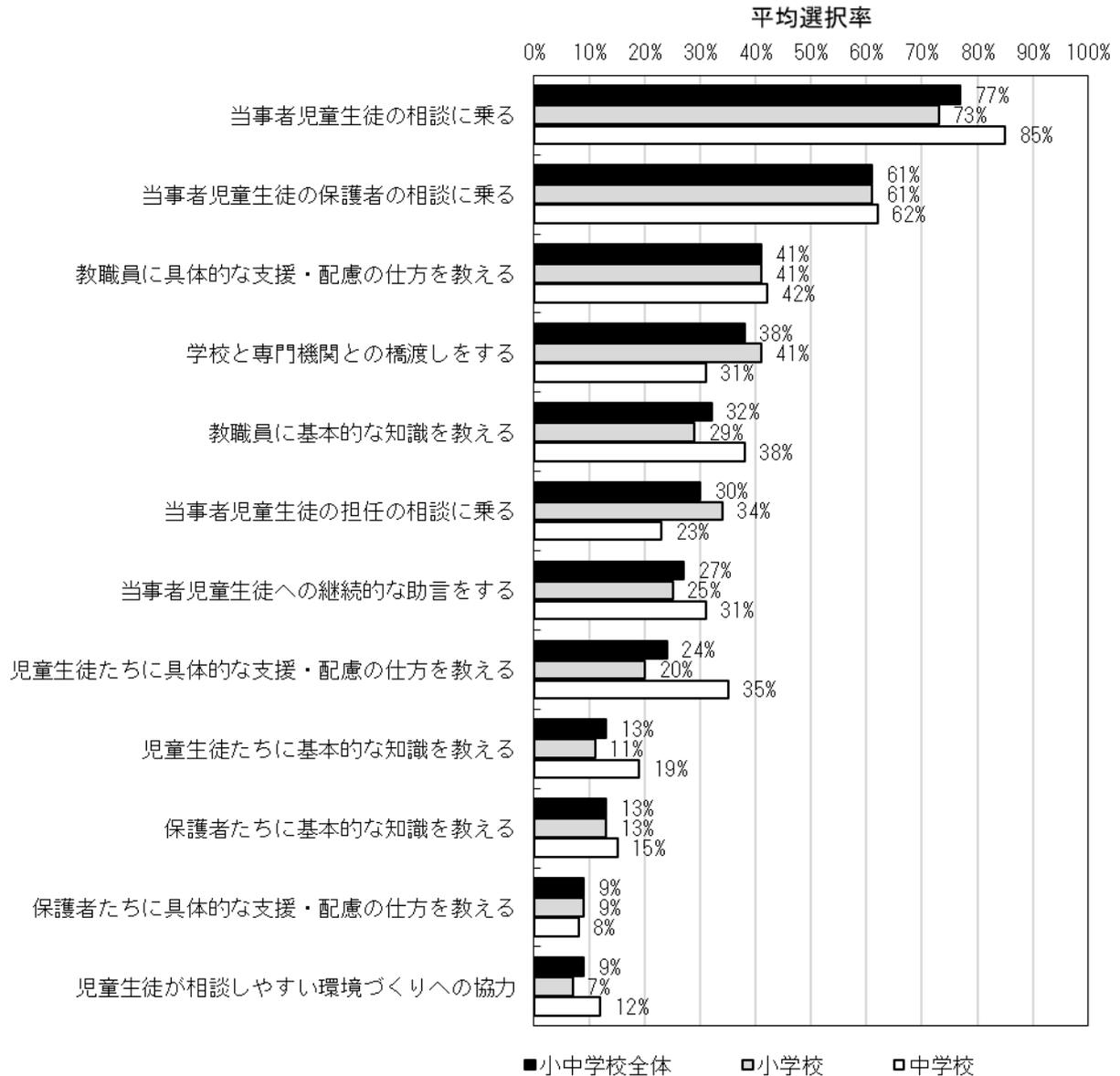


Figure 3. 臨床心理士に貢献してほしいことに関する平均選択率

学校での支援や配慮の事柄について など) (以下, 教職員に具体的な支援・配慮の仕方を教える)」、「学校と専門機関との橋渡しをして欲しい(外部の相談機関や医療機関を紹介する, 連携の窓口をする など) (以下, 学校と専門機関の橋渡しをする)」は選択した学校と選択しなかった学校が拮抗していた. それ以外の項目は選択しなかった学校が多かった ( $ps < .05$ ).

中学校では, 「当事者児童生徒の相談に乗る」を選択した学校が選択しなかった学校よりも多かった. 「当事者児童生徒の保護者の相談に乗る」, 「教職員に具体的な支援・配慮の仕方を教える」, 「教職員を対象に, セクシュアル・マイノリティに関する基本的な知識を増やす機会を提供して欲しい(校内研修でセクシュアリティとは何か説明する, セクシュアル・マイノリティが抱える学校での困難について説明する など) (以下, 教職員に基本的な知識

を教える)」、「児童生徒を対象に, セクシュアル・マイノリティ児童生徒への具体的な支援や配慮の仕方を教えて欲しい(児童生徒の言葉遣いや態度の留意点, クラスや部活動での支援や配慮の事柄について など) (以下, 児童生徒たちに具体的な支援・配慮の仕方を教える)」は選択した学校と選択しなかった学校が拮抗していた. それ以外の項目は選択しなかった学校が多かった ( $ps < .05$ ).

(4) 支援の充実において重要なこと

支援の充実において重要なことに関する質問項目と学校の種別に関する質問項目の回答に不備がなかった 84 校 (小学校 57 校, 中学校 27 校) の回答を分析した (Figure 4). 平均選択率は, 各質問項目に対する「はい」の回答を学校数で割ったものである.

小中学校全体では, 最も多く選択されたものは「教職員の学習機会の増加」で. 最も選択されなかったものは「セ

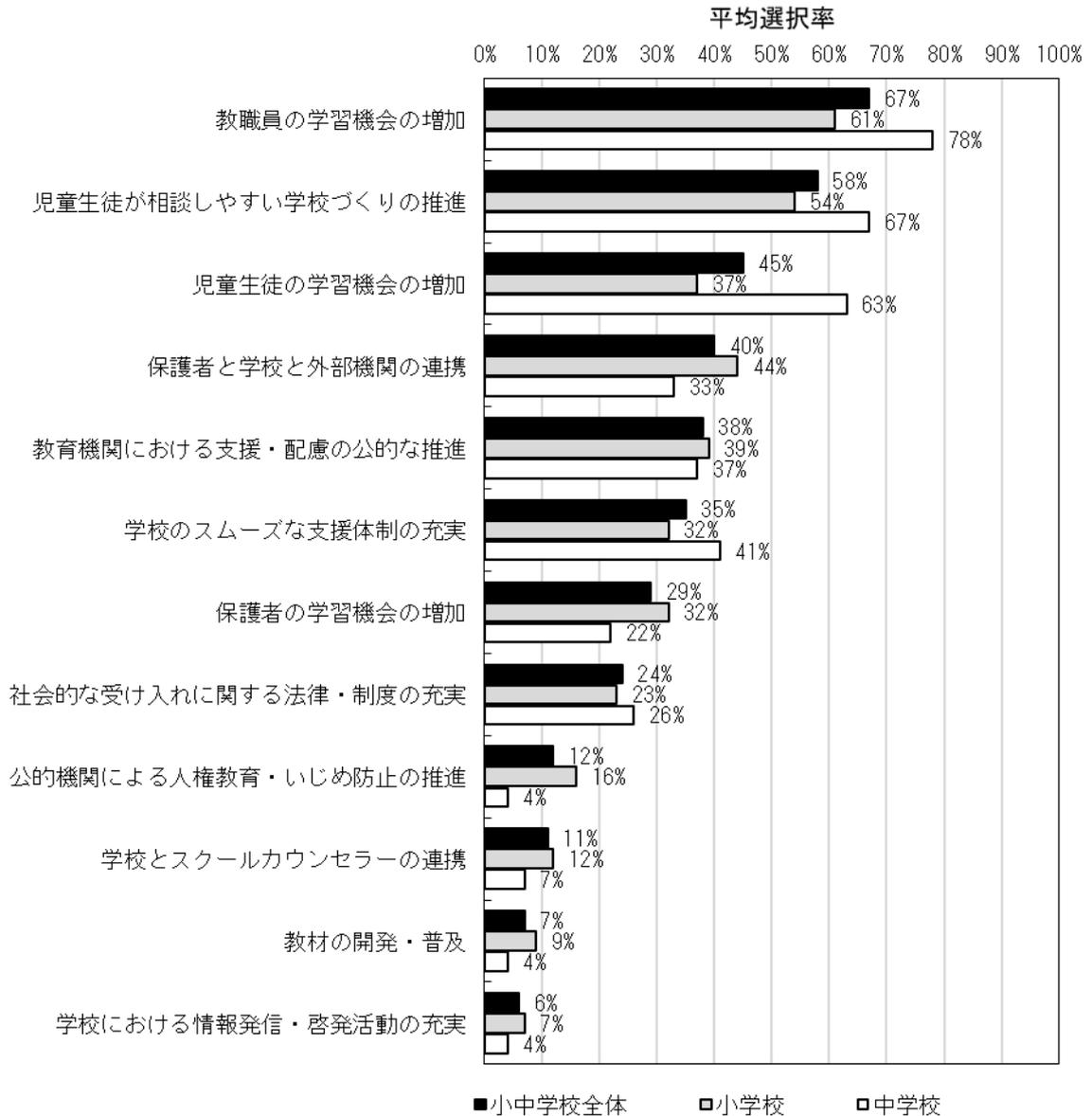


Figure 4. 支援の充実において重要なことに関する平均選択率

クシユアル・マイノリティに関する学校での情報発信や啓発活動が充実すること（関連書籍の紹介、保健だよりや校内ポスターによる啓発活動 など）（以下、学校における情報発信・啓発活動の充実）」であった。

小学校と中学校で支援の充実において重要なことに違いがあるのかを調べるために、 $\chi^2$ 検定を行ったところ、選択率に違いがある項目はなかった。

小学校では、「教職員の学習機会の増加」、「悩みや困りごとを児童生徒が相談しやすい学校づくりに取り組むこと（教職員が児童生徒と話せる時間や場所を作る、入りやすい相談室 など）（以下、児童生徒が相談しやすい学校づくりの推進）」、「児童生徒の学習機会の増加」、「教育機関におけるセクシユアル・マイノリティ支援・配慮の取り組みが公的に推進されること（教員研修の義務化、教育委員会による支援や配慮の手引き作成 など）（以下、教育

機関における支援・配慮の公的な推進）」は選択した学校と選択しなかった学校が拮抗していた。それ以外の項目は選択しなかった学校が多かった ( $ps < .05$ )。

中学校では、「教職員の学習機会の増加」を選択した学校が選択しなかった学校よりも多かった。「児童生徒が相談しやすい学校づくりの推進」、「児童生徒の学習機会の増加」、「児童生徒がセクシユアル・マイノリティであることを明かさなくても、スムーズに支援や配慮が受けられるように学校の支援体制が充実すること（相談しなくても性別に関係なく使用できる誰でもトイレを学校に設ける など）（以下、学校のスムーズな支援体制の充実）」、「教育機関における支援・配慮の公的な推進」、「保護者-学校-専門機関が連携すること（保護者からの相談があった場合に、学校がスムーズに専門機関につなげる体制がある など）（以下、保護者と学校と外部機関の連携）」は選択した学

校と選択しなかった学校が拮抗していた。それ以外の項目は選択しなかった学校が多かった ( $ps < .05$ )。

### 3.4 考察

小中学校では、セクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援の程度に差異が認められた。具体的には、学校全体としての支援・配慮では、「性別による区分をさける」ことをほとんどの小学校が行っているが、中学校でそのような支援・配慮を行っている学校は限られていた。そして、小学校では中学校と比べて「職員会議等での話し合いの実施」していることが示された。このように、セクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援・配慮が中学校よりも小学校で充実する傾向は、特定の児童生徒への支援・配慮に関する質問項目でも確認された。「服装」、「髪型」、「学用品」、「健康診断」、「クラブ活動・部活動」で中学校よりも小学校において支援・配慮が行われていた。

小学校と中学校でセクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援状況に差異が認められた理由を考察する。もし、セクシュアル・マイノリティの児童生徒が在籍していること、児童生徒や保護者からの学校へ相談や支援要請が行われることが、小中学校で支援が検討される条件となっているならば、このような支援状況の差異は、中学校では、小学校と比べて、セクシュアル・マイノリティの児童生徒が不登校になりやすくなる、もしくは、学校へ相談や支援要請が行われにくい、ということを示唆するのかもしれない。

中学校では、特定の児童生徒への支援・配慮については全ての項目で、支援・配慮を行っていない学校のほうが行っている学校よりも多かったが、小中学校で支援・配慮の状況が大きく異なるというこの結果は、小学校では、中学校よりも、性別による区別が少なく、セクシュアル・マイノリティの児童生徒の要望に対応しやすいこと、児童生徒のセクシュアリティに関する相談が行われやすいことを意味するのかもしれない。また、セクシュアル・マイノリティの児童生徒が小学校から中学校への進学の過程でドロップアウトする可能性があることも考えられる。本研究では、セクシュアル・マイノリティの児童生徒がいると回答した学校は1校のみであったことから、同問題については今後詳細な検討を行う必要があるだろう。

小中学校では、セクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援状況で差異が認められたが、臨床心理士に貢献してほしいこと、支援の充実において重要なこと、に関しては、小中学校で大きな違いは認められなかった。小中学校では、ともに、臨床心理士には「当事者児童生徒の相談に乗る」、「当事者児童生徒の保護者の相談に乗る」ことで貢献してほしい、支援の充実では「教職員の学習機会の増加」、「児童生徒が相談しやすい学校づくりの推進」が重要である、と考慮されていた。

約6,000人の教員を対象として行われた調査からは、性同一性障害の子どもに関わった経験のある教員は約12%、同性愛が約8%であること、さらに教員養成課程出

身の教員の回答を見ると、LGBTの学習経験は「性同一性障害に関すること」が8.1%、「同性愛に関すること」が7.5%であったことが指摘されている。すなわち、現状では、セクシュアル・マイノリティに関する学習経験がある教員は限られていることが推測できる。

小中学校ともに、臨床心理士には、セクシュアル・マイノリティの児童生徒や保護者の相談に乗ってほしい、教職員の学習機会を増やすことが支援・配慮の充実には有効である、と回答された背景には、セクシュアル・マイノリティに関する学習経験がない教員が多い、という実情が反映されていると考えられる。

## 4. 総合的考察

本研究では、山梨県の小中学校に勤務する養護教諭を対象に、面接調査と質問紙調査を行うことで、小中学校におけるセクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援状況を探索的に検討した。

その結果、セクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援・配慮は、中学校よりも小学校のほうが充実している傾向にあることが示された。セクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援・配慮で臨床心理士に貢献してほしいこと、今後の支援の充実で重要なこと、に関しては、小中学校で大きな違いは認められなかった。

セクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援で臨床心理士に求められる役割は、主に児童生徒や保護者からの相談に対応することであった。今後、臨床心理士は、相談に対応できるようにするために、セクシュアル・マイノリティに関する知識、理解を深めておくことが求められるかもしれない。本研究では、臨床心理士という言葉を使用したがるが、得られた知見は、スクールカウンセラーの場合にも当てはまると考える。しかしながら、今後の調査では、スクールカウンセラーという用語を使用して検討することが望ましいだろう。

面接調査からは、セクシュアル・マイノリティの児童生徒が在籍していること、児童生徒や保護者から、学校へ相談や支援要請が行われることが、小中学校で支援が検討される条件となっていることが示唆された。質問紙調査では、同問題について検討を行うことが望ましかったが、セクシュアル・マイノリティの児童生徒が在籍していると回答した学校が1校だけであったことから、この問題を明らかにすることはできなかった。

小中学校で、セクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援を充実させるうえでは、教職員の学習機会の増加が重要であるという結果は、面接調査と質問紙調査で共通していた。セクシュアル・マイノリティに関する知識が乏しい小中学校教員が多い現状を反映していると思われる。したがって、セクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援・配慮を充実させていく際には、はじめに、研修会等を実施することで、教職員への学習機会を提供することが重

要になるだろう。

本研究から示されたその他の特徴的な結果についても考察を行いたい。質問紙調査の結果から、小中学校は、児童生徒のセクシュアリティに関する相談を受け入れる準備があるにも関わらず（「相談できる教職員が存在」と回答した学校は小中学校全体で86%）、そのことを児童生徒には周知していないこと（「相談できる教職員・場所の周知」を行っている」と回答した学校は小中学校全体で23%）が示された。このことは、児童生徒は、セクシュアリティに関する悩みを小中学校で教職員に相談できるということを知らないことを意味する。この背景には、セクシュアル・マイノリティに関する知識をもっている教職員が乏しいという状況が影響しているのかもしれない。

質問紙調査からは、「複数の教職員が当該児童生徒への情報を共有」していると回答した学校が多いことも示された。もし、教職員がセクシュアル・マイノリティに関する知識が不足している状況にあるのならば、小中学校でのセクシュアル・マイノリティの児童生徒への支援・配慮では、情報共有がきっかけとなって、当事者の意思によらない性的指向や性自認に関する情報の暴露（アウトティング）が行われぬように十分に注意することが必要である。

そして「態度や言動への配慮が教職員で意識共有」されていると回答した学校が多かったが、「教職員向けの手引きが作成」されている学校や「教職員向け研修会の実施」がされている学校は少数であった。セクシュアル・マイノリティの児童生徒の10%は、担任教師から、いじめや暴力を受けたことがある、と回答している<sup>4)</sup>。したがって、実際にどの程度「態度や言動への配慮が教職員で意識共有」されているのか、そして「教職員向けの手引きが作成」や「教職員向け研修会の実施」がどのような効果をもたらすのかについては今後検討しなければならないだろう。

本研究の留意点について述べる。一つ目は、本研究で得られた結果は、実際よりもセクシュアル・マイノリティ支援の実施率が高い可能性があることである。本研究で使用した質問紙の内容は、セクシュアル・マイノリティ支援を行っていない学校にとっては、回答しにくい内容であったかもしれない。そのような学校は調査に参加しなかったかもしれない。二つ目に、本研究は、養護教諭を対象としたため、得られた結果は、養護教諭の立場から見た、セクシュアル・マイノリティの児童生徒への小中学校の支援であることに留意しなければならない。特に、本研究で使用した質問紙には、養護教諭個人の考えではなく、学校全体に関わる質問項目からも構成されていた。そのため、学校によっては、責任者である学校長から回答の許可が下りず、養護教諭が回答できなかったことが想定される。今後は、養護教諭ではなく、学校長を対象に調査を行う必要があるだろう。最後に、本研究の結果は、一都道府県から得られたものである。そのため、今後は、全国を対象とした同様の実態調査を行うことが必要である。

## 謝辞

本研究は矢崎胡桃さんのご協力を得た。記して感謝する。

## 参考文献

- 1) 日高庸晴・木村博和・市川誠一（2007）. 厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究推進事業 バイ・セクシュアル男性の健康レポート2. <http://www.jmsm.com/report/report02/>（2019年5月19日確認）.
- 2) いのちリスペクト. ホワイトトリボン・キャンペーン（2014）. LGBTの学校生活に関する実態調査（2013）結果報告書. <http://endomameta.com/schoolreport.pdf>（2019年5月19日確認）.
- 3) 小宮明彦（2012）. 「隠れたカリキュラム」とセクシュアリティ. 加藤慶・渡辺大輔. セクシュアルマイノリティをめぐる学校教育と支援 増補版～エンパワメントにつながるネットワークの構築にむけて～. 開成出版, 87-102.
- 4) 日高庸晴（2013）: 個別施策層のインターネットによるモニタリング調査と教育・検査・臨床現場における予防・支援に関する研究 <http://www.health-issue.jp/f/>（2019年5月19日確認）.
- 5) 日高庸晴（2016）. ゲイ・バイセクシュアル男性のメンタルヘルス. こころの科学, 189, 21-27.
- 6) Human Rights Watch（2016）. 「出る杭は打たれる」日本の学校におけるLGBT生徒へのいじめと排除. <https://www.hrw.org/ja/report/2016/05/06/289497>（2019年5月19日確認）.
- 7) 株式会社LGBT総合研究所（2016）. 博報堂DYグループの株式会社LGBT総合研究所, 2016年度「LGBT意識行動調査」を順次公開 第1回は、職場環境に関する意識調査. <https://www.hakuhoudody-holdings.co.jp/topics/assets/uploads/20170208.pdf>（2019年5月19日確認）.
- 8) 文部科学省（2014）. 学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について. [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322256.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322256.htm)（2019年5月19日確認）.
- 9) 公益社団法人日本心理学会倫理規定（2009）.
- 10) 文部科学省（2015）. 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について. [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/27/04/1357468](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468)（2019年5月19日確認）.